



- | | | |
|---|------------|-----------|
| 1 | PTA規約 | p 1 ~ p 5 |
| 2 | PTA規約施行細則 | p 6 |
| 3 | PTA慶弔規定 | p 8 |
| 4 | PTA役員等選考規定 | p 9 |

相生小学校PTA規約

平成 5年11月 8日全部改正
平成 8年 4月 1日一部改正
平成 9年 2月19日一部改正
平成15年 1月27日一部改正
平成18年10月25日一部改正
平成26年 3月10日一部改正
平成27年 3月18日一部改正
平成28年 3月 3日一部改正
令和 3年12月23日一部改正

(名称及び事務所)

第1条 本会は、相生小学校PTAと称し、事務局を相生小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、次の事項を目的に活動する。

- (1) 家庭、学校及び地域社会における児童の健全な心身の発達を図る。
- (2) 会員相互が協力と親睦を図るとともに、自己研鑽につとめる。
- (3) 学校や地域の教育環境をよくする。

(会員)

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 会員は相生小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者及び相生小学校に勤務する教職員とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名(男性1名、女性1名とする。)
- (3) 書記1名(本校教頭とする。)
- (4) 会計2名(内1名は学校教職員とする。)

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また、本会を代表して郡上市PTA連合会代議員となる。
- (3) 書記は庶務を担当する。
- (4) 会計は経理を担当する。

(監査員)

第6条 本会に監査員を2名置く。

- 2 監査員は会計を監査する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は、相生小学校長及び必要に応じ会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により、実行委員会等の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(執行運営機関等)

第8条 本会を執行運営するために次の機関を置く。

- (1) 本部役員会・役員会
- (2) 学年委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 母親委員会
- (5) 支部長会
- (6) 各学年PTA
- (7) 特別委員会

(本部役員会・役員会)

第9条 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計、顧問で開き、役員会は学年、地区、広報、母親の各委員長で構成し、会務を執行する。

- 2 役員会には必用に応じて学校長及び教職員等の出席を要請できる。
- 3 役員会は会長が招集する。

(学年委員会)

第10条 学年委員会は学年委員長と学年(学級)PTAの委員及び担任をもって構成する。

- 2 学年委員会の所管事項は次のとおりとする。
 - (1) 各学年PTA間の行事調整と当該活動の推進。
 - (2) 運動会など学校行事との連携及び協力。
- 3 学年委員会は学年委員長が召集する。

(支部長会)

第11条 支部長会は、支部長会代表と支部長及び教職員若干名で構成する。

- (1) 各支部の地区割りは、別途定めることとする。
 - (2) 支部長会代表は、支部長の互選により選出する。
- 2 支部長会の所管事項は次のとおりとする。
 - (1) 校外における児童の生活指導及び教育環境の改善に関すること。
 - (2) 支部内の社会教育団体等との連携及び協力。
 - (3) 中学校支部長との連携及び協力。
 - 3 支部長会は支部長会代表が招集する。

(広報委員会)

第12条 広報委員会は、広報委員長と広報委員及び教職員若干名で構成する。

- 2 広報委員会の所管事項は次のとおりとする。
 - (1) P T A会報の発行。
 - (2) その他広報活動に関すること。
- 3 広報委員会は広報委員長が召集する。

(母親委員会)

第13条 母親委員会は、母親委員長と母親委員及び教職員若干名で構成する。

- 2 母親委員会の所管事項は次のとおりとする。
 - (1) 母親会員の研鑽研修活動の企画と実行。
 - (2) 地域内の社会教育団体等との連携活動の実行。
- 3 母親委員会は母親委員長が召集する。

(学年P T A)

第14条 学年P T Aは各学年ごとに設け、学年の委員及び担任で構成する。

- 2 学年P T Aの所管事項は次のとおりとする。
 - (1) 学年会員の研鑽研修活動の企画と実行及び会計事務。
 - (2) 学年親子活動の企画と実行。
 - (3) その他学年委員会の決定事項及び学年P T Aの企画運営に関すること。
 - (4) 学年P T Aは学年委員が召集する。

(特別委員会)

第15条 会長は必要に応じて特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会の委員は会長が指名する。
- 3 特別委員会は会長が指示する事項を所管する。

(総会)

第16条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員によって構成される。

- 2 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業の計画及び報告に関すること。
 - (2) 予算・決算に関すること。
 - (3) その他重要な案件に関すること。
- 3 総会は会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立する。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数で決し、賛否同数の時は議長が決する。なお、役員は表決に加わることができない。
- 5 総会は、会長が召集し、年度当初に定期総会を開催する。ただし、次の場合には、会長は臨時総会を召集しなければならない。
 - (1) 会員の10分の1以上の者から議案を示して要求があったとき。
 - (2) 実行委員会が必要と認めたとき。
- 6 総会の議長は、会長に一任する。

(実行委員会)

第17条 実行委員会は総会に次ぐ議決機関で、本部役員・各正副委員長・支部長・学年委員及び校長並びに全教職員をもって構成し、随時会長が招集する。

2 実行委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 本会目的達成のための計画立案及び役員会が立案した計画を審議検討する。
- (2) 規約の改廃に関すること。
- (3) 役員及び正副委員長並びに監査員選出のための選考委員会の設置とその選考委員会で選出された役員等の承認。
- (4) 会費の額とその納入方法の決定。
- (5) 必用に応じて特別委員会を設置するとともに、その委員の選任をする。
- (6) 学年委員・支部長・広報委員・母親委員の選出の方法等に関すること。
- (7) その他総会において委任された事項の処理を行う。

3 実行委員会は、実行委員の過半数の出席で成立し、その議決は出席者の過半数の同意を必要とする。但し、前項2号の規約の改廃については出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

なお、役員は表決に加わることができない。

4 実行委員会の議長は会長が指名する。

(役員等の選出及び選考委員会)

第18条 役員及び各正副委員長並びに監査員の選出は、実行委員会で設置された選考委員会が別に定める役員等選考規定により行う。

2 実行委員会は選考委員会を12月末日までに設置する。

3 選考委員選出の基準は実行委員会が別に定める。

4 選考委員会は委員の互選により正副委員長を決定する。

5 選考委員の任期は新年度総会の期日までとする。

6 選考委員会は2月末日までに1項の役員等の選考を終え、その結果を実行委員会に報告承認を得るとともに新年度総会で報告する。

7 選考委員会は選考委員長が招集する。

(副委員長及び委員の選出)

第19条 各副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 学年委員・広報委員・母親委員の選出は実行委員会が別に定める。

(役員等の任期)

第20条 役員等の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による任期は前任者の残任期間とする。

(会計)

第21条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入金をもってあてる。

2 会費の額及び納入方法は実行委員会が別に定める。

3 本会の会計年度は、前年度の最終実行委員会翌日から始まり、年度末の実行委員会で閉じる。

(委任)

第22条 その他必要な事項については別に定める。

付則

この規約は平成 5年11月 8日から施行する。

この規約は平成 8年 4月 1日から施行する。

この規約は平成 9年 2月20日から施行する。

この規約は平成15年 1月27日から施行する。

この規約は平成15年12月10日から施行する。

この規約は平成18年10月25日から施行する。

この規約は平成26年 3月10日から施行する。

この規約は平成27年 3月18日から施行する。

この規約は平成28年 4月 1日から施行する。

この規約は令和 4年 1月 1日から施行する。

相生小学校PTA規約施行細則

平成 5年11月 8日全部改正
平成 9年 2月19日一部改正
平成15年 1月27日一部改正
平成15年12月 9日一部改正
平成17年 3月15日一部改正
平成18年10月25日一部改正
平成20年 4月25日一部改正
平成21年 3月19日一部改正
平成25年12月 2日一部改正
令和 3年12月23日一部改正

(主旨)

第1条 規約により実行委員会が定める等とされた各事項については、当細則に定めるとおりとする。(選考委員の選出基準)

第2条 規約第18条第3項に定める選考委員の選出の基準は次のとおりとする。

選考委員を選出(指名)する機関	選出する人数
役員会	3名
学年委員会	3名
計	6名

(学年委員等の選出)

第3条 規約第19条2項に定める各委員の選出は次に定めるとおりとする。

(1) 学年委員・広報委員・母親委員は、各学級の紙上選挙により選出する。ただし、選考委員会において、学年間の調整を行うことができる。各委員の定数は次のとおりとする。

なお、学年委員の内1名は学年会計とする。

委員の別	選出区分	選出人数
学年委員	各学年	2名
広報委員	各学年	1名
母親委員	各学年	1名

(2) 支部長は各支部に在住する会員の選挙により選出するものとし、その支部及び支部内の地区割りは次に定める。ただし、役員及び各正委員長並びに学年委員を優先し、学年委員、広報委員、母親委員の紙上選挙後に、支部長を各支部の紙上選挙により選出する。

支部	地区
稻成1	中野1・2、向中野、雇用促進
稻成2	穀見、美吉野、安久田
吉野	千虎、東乙原、名津佐
相生1	中山1・2・3・4、腰細、鈴原
相生2	門原、寺本、雛成、久造
亀尾島	亀尾島
西乙原	西乙原1・2・3・4・5・6・7
那比	大洞、万場、森、黒佐、大平、足瀬、新宮、二間手、北、阿瀬尾、小谷通、高畑、宇留良

第4条 規約第21条第2項に定める会費の額及び納入方法は、次のとおりとする。

- (1) 会費は年額6000円とし、6期分納（4～9月）とする。
- (2) 会費は会員の指定する口座から本会PTA口座への口座振替で徴収する。
- (3) 役員会が会費の免除を妥当と認めた場合は、これを免除することができる。

第5条 学年・広報・母親・選考の各委員会および支部長会における第1回会議の招集については、次表に定めるとおりとする。

委員会名	招集する者
学年委員会	選考委員長
広報委員会	選考委員長
母親委員会	選考委員長
支部長会	選考委員長
選考委員会	会 長

付 則

この規約は平成 5年11月 8日から施行する
この規約は平成 9年 2月20日から施行する
この規約は平成15年 1月27日から施行する
この規約は平成15年12月10日から施行する
この規約は平成17年 3月16日から施行する
この規約は平成18年10月25日から施行する
この規約は平成20年 4月25日から施行する
この規約は平成21年 3月19日から施行する
この規則は平成26年 4月 1日から施行する
この規則は令和 4年 1月 1日から施行する

相生小学校PTA慶弔規定

平成11年12月16日制定

平成18年10月25日改正

平成25年 7月 8日改正

平成28年 1月22日改正

(目的)

第1条 会員及びその親族に対する慶弔については、この規定の定めるところによる。

(弔慰)

第2条 弔慰は、次による。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 会員の場合 | 弔電及び香典5,000円 |
| (2) 会員の配偶者及び子 | 弔電及び香典5,000円 |
| (3) 教職員の実父母及び養義父母 | 香典5,000円 |

第3条 上記以外の慶弔に関わる事項は会長の判断とする。

附 則

この規定は、平成11年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成15年 1月27日から施行する。

この規定は、平成18年10月25日から施行する。

この規定は、平成25年 7月 8日から施行する。

この規定は、平成28年 1月22日から施行する。

相生小学校PTA役員等選考規定

平成 5年11月 8日全部改正
 平成 9年 2月19日一部改正
 平成11年12月 1日一部改正
 平成12年 3月17日一部改正
 平成14年 2月27日一部改正
 平成15年 1月27日一部改正
 平成17年 3月15日一部改正
 平成18年10月25日一部改正
 令和 3年12月23日一部改正

(目的)

第1条 この規定は、規約第18条第1項に定める会長・副会長・書記・会計・各委員長・監査員（以下「役員等」という）の選考方法等について定めるものとする。

(会長の選出・決定)

第2条 会長は、選考委員会が選出する候補者について、全会員による信任投票もしくは紙上選挙を実施し選出する。なお、選考委員会は、候補者の推薦を実行委員会に付託することができる。

- 2 前項の選挙の選挙管理委員会は、選考委員会が兼務する。
- 3 会長は、選挙結果に基づき、選考委員会が選出する。
- 4 選考委員会は、当該年度の1月末日までに会長を選出しなければならない。
- 5 会長は、選考委員会がその選挙結果を全会員に紙上公表した時をもって、決定とみなす。

(副会長・会計・各委員長・支部長会代表・監査員の選出)

第3条 副会長を男性1名、女性1名ずつ、会計1名を選考委員会が前条で選出決定した会長と協議の上選出する。もしくは5年生以下の全会員により紙上選挙し選出する。書記は本校教頭とする。監査員2名は、選考委員会が前条で選出決定した会長と協議の上指名する。なお、母親委員長は母親委員の、学年委員長は学年委員の、広報委員長は広報委員の、支部長会代表は支部長の互選とする。

- 2 前項で指名、互選された副会長等は、特別な事情がない限り、これを拒否することができない。
- 3 副会長等の選出は、当該年度の2月末日までに完了しなければならない。
- 4 選考委員会は、副会長等の選出ができ次第実行委員会に報告し、承認を得る。
- 5 選挙の実施要領については次の表による。

順序	選出する役職名	選出する人数	選挙の方法	選挙結果に基づく役員選出	決定
1	副会長	2名	全会員を候補者とする紙上選挙 投票用紙に男女1名の氏名を記載	投票数上位1名ずつを充てる	選挙結果を全会員に通知した時点で決定と見なす
	会計	1名	全会員を候補者とする紙上選挙 投票用紙に男女1名の氏名を記載	投票数1位の者を充てる 副会長に選出された者を除く	
2	学年委員	各学年 2名	各学年会員を候補者とする紙上選挙 投票用紙に2名の氏名を記載	投票数上位の者を充てる	
	母親委員	各学年 1名	各学年女性会員を候補者とする紙上選挙 投票用紙に1名の氏名を記載	投票数上位の者を充てる。ただし、学年委員に選出された者を除く	
	広報委員	各学年 1名	各学年会員を候補者とする紙上選挙 投票用紙に1名の氏名を記載	投票数上位の者を充てる。ただし、学年委員・母親委員に選出された者を除く	

3	支部長	各支部 1名	各支部会員を候補者とする紙上選挙 投票用紙に1名の氏名を記載	投票数上位の者を充てる。ただし、学級委員・母親委員・広報委員に選出された者を除く	
---	-----	-----------	--------------------------------	--	--

(新役員等の活動始期)

第4条 新役員等の任期は翌年度4月1日に始まるが、必要に応じて決定時より活動することができる。

(役員等経験者の特典)

第5条 役員(会長・副会長・会計)経験者は、各委員への選出を拒むことができる。

付 則

この規定は、平成 5年11月 8日から施行する

この規定は、平成 9年 2月20日から施行する

この規定は、平成11年12月 1日から施行する

この規定は、平成12年 3月 1日から施行する

この規定は、平成14年 3月 1日から施行する

この規定は、平成15年 1月27日から施行する

この規定は、平成17年 3月16日から施行する

この規定は、平成18年10月25日から施行する

この規定は、令和 4年 1月 1日から施行する